2026年9月17日

株主各位

東京都中央区八重洲2丁目2番1号
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役社長　関根正裕

# 自己株式の取得に係るお手続きのご案内

当金庫は、2026年9月17日の取締役会において、会社法第156条第1項、第157条第1項および第459条第1項ならびに当金庫定款第42条に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項について決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当金庫は、「中小企業経済圏※」の確立・活性化を通じて持続的な成長を実現し、その成果を株主の皆さまへ還元していく方針です。こうした考え方のもと、2026年5月18日に公表した「株主還元方針および株主コミュニケーション方針」に基づき、株主還元の充実に取り組んでいます。

2026年6月23日開催の第18回定時株主総会では、1株当たり5円の配当（前期比2円増配）について、株主の皆さまのご承認をいただきました。今後も、分配可能額の範囲内で、安定配当を基本とし、中長期的な配当水準の向上を目指します。そのうえで、株主還元の充実および株式の流動性向上を図るため、業績や資本の状況、市場環境等を総合的に勘案のうえ、2026年5月18日に公表した「自己株式の取得に係る方針」に基づき、下記のとおり自己株式の取得を実施することといたしました。引き続き株主還元の充実・強化を図ることにより、顧客本位の業務運営に努めてまいります。

※中小企業に関わる様々な関係者が“集まり”“つながり”“価値が生まれる”ためのオープンな社会

2. 取得する株式の種類および数

| 取得する株式の種類 | 取得する株式の数 |
|---|---|
| 普通株式 | 61,000,000株（上限） |

※単元未満株式（1,000株未満の株式）は、今回の自己株式取得の対象ではございません。

3. 株式1株を取得するのと引換えに交付する金額（取得価格）

| 取得価格 | 1株につき164円 |
|---|---|

※上記取得価格は、当金庫から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計により算定された普通株式の理論的価値のレンジを参考に、その範囲内で決定したものです。

※実際にお支払いする金額は、取得価格から源泉徴収税額を差し引いた金額となります。

4. 取得価格の総額

| 取得価格の総額 | 金10,004,000,000円（上限） |
|---|---|

5. 株式の譲渡の申込みの期日

| 株式の譲渡の申込みの期日 | 2026年12月30日 |
|---|---|

※お申込み期間は、2026年12月1日（火曜日）から2026年12月30日（水曜日）までとし、期間内に有効に受け付けさせていただいたお申込みについては、効力発生日の2027年2月3日（水曜日）をもって、株主様と当金庫との間で、株式譲渡契約が成立するものといたします。お申込みいただいた株主様への当金庫からの代金のお支払いは2027年2月3日（水曜日）となります。

以上

別紙

# 譲渡お申込み要項

## １．お申込み方法

ご所有の株式の当金庫への譲渡をご希望される株主様は、下記のお申込み必要書類を、お申込み期間内（2026 年 12 月 1 日（火曜日）から 2026 年 12 月 30 日（水曜日）まで（当日消印有効））に、必ず簡易書留便の方法で当金庫あてにご郵送ください。

お申込み期日の 2026 年 12 月 30 日（水曜日）まで（当日消印有効）に、お申込み必要書類のすべてをご郵送ください。お申込み必要書類が一部でも不足している場合、または不備がある場合には、お申込みの受付ができませんので、ご注意ください。

記

**＜お申込み必要書類＞**（株主様ご自身でご用意いただくもの）

**(1) 譲渡される株式の数に応じた「株券」もしくは「株券再発行請求書」**

・株券がお手元にない場合は、P.5 に記載の「自己株式取得に関する Q&A」Q7 および Q8 をご参照ください。

・野村證券株式会社に株券をお預け（保護預かり）の場合、または売却のご注文を出されている場合や、貸金庫等に株券をお預けの場合は、お申込みにあたり、あらかじめ株券をお手元にお取り寄せいただく必要があります。お時間を要する場合がございますので、お早めにお手続きをお取りください（詳細は P.5 に記載の「自己株式取得に関する Q&A」Q9 をご参照ください）。

・株券が発行されていない場合は、株券に代えて**「株券再発行請求書」**をご提出いただくことでお申込みいただけますが、**株券が発行されたにもかかわらず株券を紛失されている場合は、今回はお申込みいただけません。**詳細は P.5 に記載の「自己株式取得に関する Q&A」Q7 および Q8 をご参照ください。

・「株券再発行請求書」の**ご記入欄**は、下記いずれかのお問い合わせ先または当金庫お取引店にて、**株主名簿へのご登録内容をご確認の上、ご登録内容のとおりにご記載ください**。お届印欄へ押印する**印鑑は、下記「三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンター」**へお問い合わせください。別途、ご記入例も掲載しておりますので、併せてご参照ください。

**(2) 株式の譲渡し申込書**

・ご記入に当たっては「株式の譲渡し申込書」の裏面「記入方法」をご確認ください。

上記お申込み必要書類を、以下の宛先までご送付ください。

**本件（お申込み・お手続き全般）に関するお問い合わせ・お申込み先**

〒104-0028　東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号
東京ミッドタウン八重洲　八重洲セントラルタワー26 階
株式会社商工組合中央金庫　コーポレート・コミュニケーション部
電話：0120-032-004
受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9：00～17：00

株主名簿へのご登録内容や株券の発行状況などにつきましては、下記までお問い合わせください。

三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンター
電話：（東京）0120-232-711（フリーダイヤル）／042-204-0303（通話有料）
受付時間：土・日・祝日等を除く 平日 9：00～17：00

## ２．お申込みにあたってのご注意

(1) すべてのお申込人の株式の譲渡し申込株数の合計（以下「申込総数」といいます。）が P.1「２．取得する株式の種類および数」（以下「取得総数」といいます。）を超えるときは、会社法第 159 条第 2 項ただし書きに基づき、取得総数を申込総数で除した数に各株主様が申込みをされた株式の数を乗じて得た数（その数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）の株式に係る当該申込みについて当金庫の譲受けの承諾がなされたものとして取り扱うことになりますので、あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。なお、かかるお取り扱いの結果、単元未満株式が生じた場合には、今回の自己株式の取得手続きで譲渡していただくことはできず、改めて別途ご案内する単元未満株式買取り制度で、当金庫に買取りをご請求いただくことになります。お手数おかけしますが、ご了承ください。詳細は P.5 に記載の「自己株式取得に関する Q&A」Q11 から Q13 をご参照ください。

**取得数＝申込数×（取得総数÷申込総数）　※1 株未満切捨て**

(2) お申込みには株券が必要です。株券が発行されている株主様は、あらかじめお手元に株券をご用意ください。詳細は P.5 に記載の「自己株式取得に関する Q&A」Q9 をご参照ください。株券の発行状況がご不明な株主様は、P.2 に記載の「三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンター」までご連絡ください。

(3) 本取得によって買い付けられた株式に関する課税関係について

(ア) 当金庫の 1 株当たりの資本金等の額と取得費等の差額については、株式等の譲渡所得等として申告分離課税が、取得価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分（以下「みなし配当の額」といいます。）については、みなし配当課税の適用の対象となります。

(イ) みなし配当課税については、みなし配当の額に 20.42％を乗じた金額が所得税および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）に基づく復興特別所得税として源泉徴収されます。

(4) お申込み後であっても、お申込み期間中であれば、お申込みの取り消しが可能です。お申込みを取り消す場合は、P.2 に記載の「本件（お申込み・お手続き全般）に関するお問い合わせ・お申込み先」にご連絡ください。お申込みが取り消された場合は、当金庫がお預かりしているお申込み必要書類（株券含む）を返送いたします。

## ３．代金決済の方法

お申込み期間内に有効に受け付けさせていただいたお申込みについては、効力発生日（2027 年 2 月 3 日（水曜日））をもって、株主様と当金庫との間で、本要項に記載する条件で、株式譲渡契約が成立するものといたします。

当金庫から株主様への代金のお支払いは、以下のとおりとなります。

(1) 決済日

2027 年 2 月 3 日（水曜日）（この日をもって、株式の所有権が当金庫に移転いたします。）

(2) 決済方法

決済日に、あらかじめ株主様にご指定いただいた金融機関の口座に振り込む方法により、代金をお支払いいたします。振込手数料は当金庫が負担いたします。

(3) 決済金額

決済金額は、取得価格（1 株当たりの取得価格×譲渡株式数）から源泉徴収税額を差し引いた金額となりますので、ご注意ください。

※1 株当たりの取得価格が、1 株当たりの資本金等の額を超過する部分については、みなし配当となり、そのうち、20.42％（所得税 20％＋復興特別所得税 0.42％）に相当する金額が源泉徴収されます。

# 「自己株式取得に関する Q&A」

## 1. お申込みの方法・必要書類について

**Q1. 株券の裏面に、印鑑を押印する欄があるが、お申込みに際して押印する必要があるか？**

A1. 押印いただく必要はございません。

**Q2. 株券再発行請求書に押印する印鑑は何か？**

A2. 当金庫の株主名簿管理人である三菱 UFJ 信託銀行にお届けいただいているご印鑑です。ご不明の場合は、P.2 に記載の「三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンター」までお問い合わせください。お届出印をご押印いただけない場合は、名義人の実印をご押印のうえ、2026 年 7 月 1 日以降に発行された印鑑証明書を添付してご提出ください。

**Q3. 他人名義の株券を持っているが、どうすればよいか？**

A3. 名義書換のお手続きが未了（株券が旧株主名義のまま）の株主様は、「株式の譲渡し申込書」の裏面「記入方法」の「株券記載名義人欄」をご参照ください。

**Q4. 株主名簿への登録内容がわからない場合は、どうすればよいか？**

A4. 株主名簿へのご登録内容は、P.2 に記載の「三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンター」、「本件（お申込み・お手続き全般）に関するお問い合わせ・お申込み先」または当金庫のお取引店にお問い合わせください。

**Q5. 保有株式のうち、一部だけお申込みすることはできるか？**

A5. 可能です。「株式の譲渡し申込書」の「譲渡し申込株数」欄に、ご希望の株数（1,000 株単位）をご記入ください。

**Q6. 株主である組合等がすでに清算結了しているが、お申込みできるか？**

A6. お申込みいただけます。ご記入方法は、「株式の譲渡し申込書」の裏面「記入方法」の「株券記載名義人欄」をご参照ください。

**Q7. 手元に株券がない。お申込みできるか？**

A7. 株券がお手元にない場合、次の 3 つの場合が考えられます。①、②の場合はお申込みが可能です。

① 株券が未発行の場合（株券不所持制度をご利用の場合）
　株券に代えて「株券再発行請求書」をご提出いただくことで、お申込みいただけます。「株式の譲渡し申込書」とあわせて、P.2 に記載の「本件（お申込み・お手続き全般）に関するお問い合わせ・お申込み先」までご送付ください。

② 野村證券株式会社に株券をお預け（保護預かり）の場合、売却のご注文を出されている場合、または貸金庫等にお預けの場合
　株券をお手元にお引き取りいただければ、お申込みいただけます。詳しくは後記 Q9 をご参照ください。

③ 株券が発行されたにもかかわらず株券を紛失された場合
　この場合は、今回はお申込みいただけません。詳しくは後記 Q8 をご参照ください。

※株券の発行状況がご不明な場合は、P.2 に記載の「三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンター」までお問い合わせください。

**Q8. 株券を紛失してしまった。お申込みすることはできるのか？**

A8. 申し訳ございませんが、株券が発行されたにもかかわらず紛失された場合は、今回はお申込みいただけません。お申込みには株券が必要ですが、紛失された株券の再発行には「株券喪失登録」のお手続きが必要で、法律の規定により再発行までに 1 年以上かかるため、申込み期日に間に合いません。

**Q9. 野村證券株式会社や貸金庫に株券を預けている、または売却の注文を出しているが、今回の自己株式取得にお申込みできるか？**

A9. いずれの場合も、株券をお引き取りいただければお申込みいただけます（「紛失」とは異なります。）。お申込みには株券が必要ですので、保護預かりの場合は野村證券株式会社の本支店にご連絡のうえ株券をお引き取りください。売却のご注文を出されている場合は、同社にご連絡のうえご注文をお取り消しいただき、株券をお引き取りください。なお、貸金庫等に株券をお預けの場合も同様に、預け先からあらかじめ株券をお引き取りください。そのうえで、「株式の譲渡し申込書」など他のお申込み必要書類とあわせて、P.2 に記載の「本件（お申込み・お手続き全般）に関するお問い合わせ・お申込み先」までご送付ください。

**株券のお引き取りにはお時間を要する場合がございますので、お早めにお手続きをお取りください。**

**Q10. 出資持分証書しかない場合でも申込みできるか？**

A10. 出資持分証書のみではお申込みできません。出資持分証書は株式会社化に伴い無効となっております。現在の株券の発行状況については、三菱 UFJ 信託銀行　証券代行部テレホンセンターへご確認ください。

## 2. 単元未満株式（1,000 株未満の株式）について

**Q11. 1,000 株未満の株式の株券が見当たらないが、どうすればよいか？**

A11. 当金庫の単元株式数は 1,000 株となっており、1,000 株未満の単元未満株式につきましては、株券を発行しておりません。

なお、単元未満株式は、今回の自己株式取得の対象ではございませんので、お申込みいただけません。単元未満株式のご売却をご希望の場合は、別途「単元未満株式の買取制度」をご利用いただけます。詳細は、あわせて掲載しております「単元未満株式買取制度のご案内」をご確認ください。なお、上記 2 記載のとおり申込総数が取得総数を超えるときは、それぞれの株主様の譲渡し申込株数をもとに按分を行って買取りさせていただきますが、その結果、単元未満株式が生じた場合には、今回の自己株式の取得手続きで譲渡していただくことはできず、改めて別途ご案内する単元未満株式買取り制度で、当金庫に買取りをご請求いただくことになります。お手数おかけしますが、ご了承ください。

**Q12. 単元未満株式を売却したい場合は、どうすればよいか？**

A12. 単元未満株式は今回の自己株式取得の対象外のため、会社法第 192 条に基づく買取請求権を行使していただくことにより、ご売却いただけます。買取価格やお手続きの方法については、あわせて掲載しております「単元未満株式買取制度のご案内」をご確認ください。なお、課税関係は自己株式取得の場合と異なりますので、所轄の税務署または税理士などの専門家にご相談いただき、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

**Q13. 保有株式を全部売却したい。単元未満株式もまとめてお申込みできるか？**

A13. 今回の自己株式取得の対象は単元株式（1,000 株単位）のみです。単元未満株式は対象外のため、単元株式は本取得へお申込みいただき、単元未満株式は別途「単元未満株式の買取制度」をご利用いただくことになります（Q11、Q12 もご参照ください）。それぞれ課税関係が異なる点にご留意ください。

## 3. 代金のお支払いと税金について

**Q14. 代金はいつ、どのように支払われるのか？**

A14. 効力発生日である 2027 年 2 月 3 日（水曜日）に、あらかじめ「株式の譲渡し申込書」でご指定いただいた口座へお振り込みいたします。お支払額は、取得価格（1 株 164 円×譲渡株数）から源泉徴収税額（みなし配当部分の 20.42%）を差し引いた金額となります。なお、振込手数料は当金庫が負担いたします。株主様に手数料をご負担いただくことはございません。

**Q15. 今回の株式譲渡後に、申告等の手続きは必要か？**

A15. 課税関係は株主様のご事情（個人・法人等）により異なります。個人の株主様は確定申告が必要となる場合があり、法人・組合等の株主様は法人税の申告の中でご対応いただくことになります。いずれの場合も源泉徴収の取扱い等を含め、個別具体的なご質問・ご相談につきましては、税理士法で禁じられている「非税理士による税理士業務」に該当するおそれがあり、当金庫では対応いたしかねます。お手数ですが、税理士等の専門家もしくは所轄の税務署にご相談いただきますようお願いいたします。

**Q16. 支払いの証憑（領収書など）はもらえるか？（経理処理で必要）**

A16. お支払いに先立ち、お支払金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」をお送りいたしますので、経理処理等にはこちらをご利用ください。なお、お振込み後の領収証（領収書）の発行はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。